

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年6月17日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆改正 IAS 第 19 号（従業員給付）の公表（最終基準）について◆

IAS 第 19 号（従業員給付）の改正に関する最終基準が、2011 年 6 月 17 日付で、国際会計基準審議会（IASB）より公表されました。

※最終基準は、2010 年 4 月 29 日付で公開草案が公表されて以降 IASB に寄せられたコメント（同年 9 月 6 日まで受付）を踏まえ検討されて来ました。

※なお、最終基準は、IASBホームページ (<http://www.ifrs.org>) よりダウンロード可能です。

本基準は、確定給付制度についての【認識】、【表示】及び【開示】を対象としています。

### 【認識】

遅延認識の廃止（回廊方式（コリドー・アプローチ）の廃止）

- ・財政状態計算書：確定給付負債（資産）の純額を認識すること。
- ・包括利益計算書：確定給付負債（資産）の純額の変動の全てを認識すること。

※確定給付負債（資産）：確定給付制度債務と制度資産の公正価値の差額

※なお、確定給付制度債務（及び当期勤務費用）の測定について、死亡率（数理上の仮定）の定義に「死亡率の予想される変動を考慮すること」が追加された。

⇒例として、標準的な死亡率を、死亡率の改善を見積り修正することで考慮

<数理計算上の差損益及び過去勤務費用の遅延認識の廃止>

| 項目        | 改正後の基準            | 従来基準                                |
|-----------|-------------------|-------------------------------------|
| 数理計算上の差損益 | その他の包括利益（リサイクル不可） | 純損益（遅延認識も可） 又は<br>その他の包括利益（リサイクル不可） |
| 過去勤務費用    | 純損益               | 純損益（権利未確定分は遅延認識も可）                  |

（以下次頁）



## 【表示】

確定給付制度に係る費用は、包括利益計算書上「勤務費用」、「財務費用」及び「再測定」の3つの構成要素に分解表示すること。

### ＜包括利益計算上の表示＞

「確定給付負債（資産）の純額の変動」<sup>※1</sup>を下表の通り分解表示

| 分解表示 | 含まれる項目   | 表示区分                                |
|------|--|-------------------------------------|
| 勤務費用 | 当期勤務費用<br>過去勤務費用（縮小に係る損益含む） <sup>※2</sup><br>清算に係る損益 <sup>※3</sup> | 純損益<br>（表示箇所は特定せず）                  |
| 財務費用 | 確定給付負債（資産）の純額に係る利息 <sup>※4</sup>                                   | 純損益<br>（表示箇所は特定せず）                  |
| 再測定  | 数理計算上の差損益<br>制度資産に係る収益<br>（財務費用に含む金額を除く）<br>アセットシーリングの影響の変動        | その他の包括利益<br>（リサイクル不可） <sup>※5</sup> |

※1.前頁【認識】の包括利益計算書を参照

※2.縮小は工場閉鎖等に伴う「確定給付制度の対象従業員数の重要な削減」に限定され、過去勤務費用に含むこととされた。（従来は、前記の他「将来勤務に対する給付削減に関連する損益」を含んでいたが、今回の改正で除外された。）

※3.公開草案では再測定で表示することが提案された。

※4.確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じた額

※5.その他の包括利益に表示された再測定は、その後の期間に純損益に振り替えてはならない。但し、その他の包括利益で認識された金額の自己資本の中で利益剰余金へ振り替えることは可（公開草案では、その他の包括利益に表示された再測定は、直ちに利益剰余金へ振り替えることが提案された。）

### ＜参考：改正前基準の退職給付費用＞

次の項目から構成され、原則「純損益」に表示する。（表示区分の指定なし）

- ・ 当期勤務費用
- ・ 利息費用
- ・ 制度資産に係る期待収益
- ・ 数理計算上の差損益（その他の包括利益での認識（即時認識）も可）
- ・ 過去勤務費用
- ・ 縮小又は清算の影響額
- ・ アセットシーリングの影響額

（以下次頁）



## 【開示】

確定給付制度について、次のような情報を開示しなければならない。

- 確定給付制度の特徴及び関連するリスクの説明
  - ・ 給付の内容、規制の枠組（最低積立要件の影響等）、ガバナンスに対する責任の情報
  - ・ 通常でない、企業又は制度に特有のリスク、及びリスクの集中に関する記述
  - ・ 制度の変更、縮小及び清算に関する記述
- 確定給付制度から生じた財務諸表上の金額の識別と説明
  - ・ 確定給付制度債務、制度資産等の期首残高から期末残高への調整表
  - ・ 制度資産の公正価値の性質及びリスクによる分類、各制度資産の分類における活発な市場とそうでない市場への分割
  - ・ 確定給付制度債務の数理計算上の仮定に関する定量的な情報
- 確定給付制度の、企業の将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性への影響の可能性に関する記述
  - ・ 重要な数理上の仮定の変化による確定給付制度債務への影響といった感応度分析、感応度分析に用いた方法及び方法の限界
  - ・ リスク管理のために採用する長寿スワップのような資産・負債マッチング戦略
  - ・ 将来の拠出に影響する積立計画及び積立方針に関する記述
  - ・ 翌年度の予想拠出額
  - ・ 確定給付債務の加重平均デュレーション等を含む満期状況等に関する情報

## 【複数事業主制度の開示】

複数事業主制度へ加入している企業は、確定給付制度に要求される開示項目（前記【開示】を参照）の他、次の項目を開示しなければならない。

- ・ 積立計画の記述（企業の拠出率の算定方法及び最低積立要件を含む）
- ・ 制度の規約及び条件により、他の企業の債務について責任を負う可能性のある範囲の記述
- ・ 解散及び制度脱退時の積立不足又は積立超過の合意された配分に関する記述

確定給付制度としての会計処理に利用可能な情報が十分でない場合、確定拠出制度と同様の会計処理を行い、上記3つの項目に加えて、次の項目を開示すること。

- ・ 当該制度が確定給付制度である事実
- ・ 確定給付制度として会計処理するに十分な情報が入手できない理由
- ・ 翌年度の予想拠出額
- ・ 将来の拠出額に影響する可能性のある積立不足又は積立超過に関する情報（積立不足又は積立超過の算定基礎、もしあれば企業への影響を含む）
- ・ 他の加入企業との水準の比較（例として、拠出額に占める割合、情報が利用可能なら加入者数、退職者数及び年金受給資格者数に占める割合）

（以下次頁）



**【適用時期及び適用時の取扱い】**

企業は、2013年1月1日以後開始の事業年度から本基準を適用しなければならない。  
(早期適用も認められるが、その場合は早期適用している旨を開示すること。)

企業は、以下を除き、IAS第8号(会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬)に従い  
遡及適用しなければならない。

- ・本基準の初度適用時の財政状態計算書において、表示される最初の事業年度の前に遡及して、従業員給付費用の変動に関する影響に基づき資産の期首残高を調整する必要はない。
- ・2014年1月1日前に開始する事業年度の財務諸表においては、確定給付制度債務の感応度についての比較情報を開示する必要はない。

以上

